

令和5年度 高齢福祉施設集団指導講習会資料

健康福祉局監査課
健康福祉局高齢施設課

資料目次

1 運営上の留意点（健康福祉局高齢施設課）

1	高齢者虐待の未然防止と早期発見のために	2
2	身体的拘束の適正化について	14
3	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算及び 介護職員等ベースアップ等支援加算について	19
4	入退所について	24
5	その他お知らせ	26

2 これまでの指導監査等における指導事例と解説（健康福祉局監査課）

1	施設内確認（ラウンド）における指導事項	2
2	勤務体制の確保	7
3	介護サービス	10
4	非常災害対策	13
5	業務継続計画	16
6	各施設で実施が必要な研修・訓練	18
7	利用者からの預り金	19
8	横浜市基準条例の独自項目	20
9	介護報酬 加算の算定	21
10	令和6年3月までの経過措置	23

3 その他のお知らせ（健康福祉局監査課）

4 受講報告の手続き（健康福祉局監査課）

1 運営上の留意点（健康福祉局高齢施設課）

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

第5条

「養介護施設従事者等の高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」



高齢者の権利を擁護し、高齢者が安心して過ごせる環境を提供すべき養介護施設における高齢者虐待の発生は、決してあってはならないことであり、養介護施設従事者等の方々は、高齢者の権利を擁護し、尊厳を守らなければならないという法の趣旨や内容を十分理解することが不可欠です。

「令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」（令和5年3月31日厚生労働省老健局長通知）

（<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001083436.pdf>）

《要旨》

1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた適切な対応等

- ・ 本調査結果の活用による地域の実情に応じた虐待の未然防止、迅速かつ適切な対応、再発防止策の実施及び適切な事実確認
- ・ 性的指向・性自認（性同一性）を理由とした被虐待高齢者に対する介護施設への入所等の適切な措置
- ・ 改善指導（勧告等）を受けた介護施設等の再発防止等に向けた改善計画（取組）に対する訪問等によるモニタリング、評価の実施
- ・ 都道府県と市町村との連携・協働の強化
- ・ 地域での孤立化防止等による養護者支援の適切な対応
- ・ 改定版「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル）の周知と積極的な活用

「令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」

（令和5年3月31日厚生労働省老健局長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001083436.pdf>

《要旨》

2 高齢者虐待防止に係る体制整備等

- ・ 養介護施設従事者等による虐待防止に係る体制整備
全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられたことを踏まえた、虐待防止に向けた確実な体制整備の構築
- ・ 高齢者虐待防止に係る計画策定及び評価（PDCAサイクル）の実施
高齢者虐待防止に係る体制整備の検討及び取組の実施と取組内容の改善、見直しに係る課程（PDCAサイクル）の計画的な実施
- ・ 介護サービス相談員派遣事業等の推進

3 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

都道府県における市町村への適切な支援、助言及び注意喚起

4 高齢者権利擁護等推進事業の活用

令和4年度より補助対象に追加した介護施設等における虐待防止研修を実施する講師の養成研修、介護施設等における虐待防止検討委員会の運営、研修の実施等に係る指導等のための専門職の派遣及び検証を行うための会議や養護者による虐待につながる可能性がある事例への専門職の派遣等の積極的な活用

《高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義》

- 「高齢者」とは、65歳以上の者と定義
- 「養護者による高齢者虐待」「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義
- 次の5つの類型を「虐待」と定義

「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」

※身体拘束は介護保険事業者・施設指定基準において、原則として禁止されています。緊急やむを得ない場合以外の身体拘束は、全て高齢者虐待に該当する行為とされています。

1 - 1 高齢者虐待の未然防止と早期発見のために (5)

《養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止と早期発見》

(1) 令和3年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数

	神奈川県	全国
相談通報件数	201件	2,390件
虐待と判断した件数	66件 (32.8%)	739件 (30.9%)

(2) 施設・事業所の種別 (全国)

虐待の事実が認められた施設・事業所の種別は、「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」が30.9%で最も多く、次いで「有料老人ホーム」が29.5%、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が13.5%、「介護老人保健施設」が5.3%の順でした。

(3) 相談・通報者内訳 (全国)

※複数回答。構成割合は、相談・通報者の合計人数に対するものです。

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	当該施設管理者等	医師等	介護支援専門員	地域包括支援センター	都道府県	警察	その他・不明	合計
人数	47	357	808	243	443	88	95	60	49	66	457	2,713
割合	1.7%	13.2%	29.8%	9.0%	16.3%	3.2%	3.5%	2.2%	1.8%	2.4%	16.8%	100.0%

相談・通報者のうち、当該施設職員、管理者等が46.1%、元職員が9.0%、合計55.1%です。養介護施設従事者による高齢者虐待の発見に重要な役割を果たしています。

参考資料

※厚生労働省 令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

※神奈川県 令和3年度における県内高齢者虐待の状況

《養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止と早期発見》

（3）養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

ア 組織としての虐待の未然防止・早期発見のための体制づくり

高齢者虐待に至る原因は多岐に渡りますが、その原因を職員個人の問題とはせず、組織として課題をとらえ取り組むことが大切です。

リスクマネジメントの見地や職員が燃え尽きないためにも、日ごろの業務の中で悩みや相談を受け止めたり、介護技術に対してアドバイスができる体制を整備するとともに、職員の労働条件の改善にも留意する必要があります。

（平成 21 年 3 月「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」P40～41）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/p1082156.html>

※「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」では、次に掲げる行為も高齢者虐待に該当するものとされています。

- ・入所者を車いすやベッド等から移動させる際に必要以上に身体を高く持ち上げた。
- ・裸になった入所者の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
- ・入所者の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

《養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止と早期発見》

（3）養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

イ 通報等による不利益取扱いの禁止

（ア）通報義務

高齢者虐待防止法第21条は、養介護施設従事者等に対して、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報しなければならない旨の通報義務を定めています。

養介護施設事業者は職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行うことが必要です。

（イ）守秘義務との関係

養介護施設従事者等が高齢者虐待の相談や通報を行うことは「守秘義務違反」になりません（第21条第6項）。

（ウ）公益通報者保護

高齢者虐待の通報等を行った養介護施設従事者等は、通報等を理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが規定されています（第21条第7項）。

また、「公益通報者保護法」においても、労働者が事業所内部で法令違反が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

《参考：養護者による高齢者虐待の早期発見》

(1) 令和3年度の養護者による高齢者虐待の件数

	神奈川県	全国
相談・通報件数	2,596 件	36,378 件
虐待と判断した件数	813件 (31.3%)	16,426 件 (45.2%)

(2) 相談・通報者内訳 (全国)

※複数回答。構成割合は、相談・通報者の合計人に対するものです。

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者本人	当該市町村行政職員	警察	その他・不明	合計
人数	11,790	1,685	1,248	656	2,266	3,095	569	2,055	12,695	2,791	38,850
割合	30.3%	4.3%	3.2%	1.7%	5.8%	8.0%	1.5%	5.3%	32.7%	7.2%	100.0%

相談・通報者の 30.3%が、介護支援専門員・介護保険事業所職員です。養護者による高齢者虐待の発見において重要な役割を果たしています。

《参考：養護者による高齢者虐待の早期発見》

（3）養護者による高齢者虐待の早期発見

ア 観察によって早期発見を

高齢者が介護保険サービスを利用している場合、担当の介護支援専門員や介護保険事業所職員は、高齢者や養護者・家族等と接する機会も多いことから、高齢者の身体面や行動面の変化、養護者・家族等の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

イ 協力して対応を

介護保険サービスでは、様々な職種の職員が協力して、一人の高齢者を支えています。虐待が疑われる事例などは、サービス担当者会議を開催するなどして、様々な職種が関わり、高齢者を介護する養護者を支援していくことが非常に重要です。

ウ 養護者による高齢者虐待の早期発見と通報

高齢者虐待防止法では、「高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない（第5条）」とされています。

また、「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。（第7条第1項）」、「第1項に定める場合のほか、養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければならない。（第7条第2項）」とも規定されています。

この場合の通報は、守秘義務違反にはなりません。（第7条第3項）。

《参考：養護者による高齢者虐待の早期発見》

(4) やむを得ない事由による措置

養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合、高齢者虐待防止法の第9条第2項に基づき、市町村は、高齢者を一時的に保護するため、老人福祉法第11条等の措置を行います。

《令和3年度介護報酬改定における追加項目》

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

《高齢者虐待相談・通報窓口》

横浜市健康福祉局高齢施設課

電話 045 (671) 3923

(特養・養護・軽費・短期・老健・療養・医療院)

045 (671) 4117

(有料)

1 - 2 身体的拘束の適正化について（1）

－指導事例－

- ・身体的拘束を行う際の検討が不十分だった。（家族からの要望などの理由で行っていた）
- ・身体的拘束を行う際の手順が定められていなかった（不備があった。）
- ・身体的拘束を行った際の記録が不十分だった。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針に必要事項が記載されていなかった。

《身体的拘束の廃止のために》

当該入居者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはなりません。

◆緊急やむを得ない場合とは◆

以下の3つの要件全てを満たしていることを施設内の「身体的拘束廃止委員会」等で、組織として事前に定めた手順に従い、施設全体として判断していること。

- ①**切迫性**：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②**非代替性**：身体的拘束等の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③**一時性**：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

≪身体的拘束を行う場合の注意（「身体拘束ゼロへの手引き」※から一部引用）≫

- (1) 身体拘束の廃止に向けては、施設の責任者や職員が全体となって、身体拘束廃止に向けた取組みを行う必要があります。身体拘束を「事故防止対策」として安易に正当化するのではなく、高齢者の立場に立って、その人権を保障しつつケアを行うという基本姿勢が求められます。
- (2) 身体拘束実施にあたっての三要件（切迫性、非代替性、一時性）については、要件ごとに個別に検討する必要があります。「切迫性」の要件を満たしている場合であっても、身体拘束以外の代替手段がないか（「非代替性」）、身体拘束が一時的なものであるか（「一時性」）について十分に検討する必要があります。
- (3) 家族等から「身体拘束をして欲しい」旨の要望があった場合でも、三要件の検討は必ず行ってください。（家族等からの要望は、身体拘束を実施する理由にはなりません。）
- (4) 身体拘束に該当するか否かは、実態に即して検討する必要があります。「四点柵」や「ミトン」等だけが、身体拘束に該当するとは限りません。

特に、介護職員等が事故防止の観点から身体拘束（若しくは身体拘束類似の行為）をしてしまうということが見受けられます。（ベッドの一方を壁につけ、もう一方を柵で囲ってしまうケースなど）身体拘束に該当するか否かについては、介護職員等だけでなく全職員が共通の認識を持つ必要があります。

《身体的拘束を行う場合の注意（「身体拘束ゼロへの手引き」※から一部引用）》

(5) 身体拘束を行う際には、原則として「身体拘束廃止委員会」等を開催し、関係者が幅広く参加したカンファレンスで身体拘束実施の可否を検討する必要があります。介護職員等が個人（または数名）で判断することのないようにしてください。

夜間帯などに緊急に身体拘束を実施しなければならない場合において、「身体拘束廃止委員会」の開催が困難な場合であっても、翌朝に「身体拘束廃止委員会」を開催するなどして、施設として身体拘束実施の可否を検討するようにしてください。

(6) 本人・家族等への説明にあたっては、身体拘束の内容、目的、理由、拘束を行う時間及び解除する時間、期間等について詳細に説明し、十分な理解を得るようにしなければなりません。また、同意書の期間は最長でも3か月とし、3か月を超えて身体拘束を実施する場合は、再度本人・家族等に対し説明し、書面により同意を得なければなりません。

(7) 身体拘束を行う際の手順（マニュアル等）を定めておく必要があります。（身体拘束を実施していない施設についても、やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない状況が発生する可能性を考慮し、マニュアル等を整備しておかなければなりません。）

≪身体的拘束を行う場合の注意（「身体拘束ゼロへの手引き」※から一部引用）≫

- (8) この身体拘束に関する記録については、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関する再検討を行うごとに記録する必要があります。また、記録については、身体拘束ゼロへの手引き等で示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」を用いても構いませんが、それ以外の方法で記録しても構いません。（ケース記録等への記載など）
- (9) 身体拘束に関する記録をする際には、「特に変化なし」、「身体拘束継続」など、単に入所者の状態を記載するだけでは不十分です。「何故、身体拘束を行わなければならないのか」、「身体拘束を行う以外、代替手段がないのか」、「解除するためには、どのようなことが必要か」といった観点から記載することが必要です。
- (10) 身体拘束の3要件のうち1つでも要件に該当しなくなった場合には、直ちに身体拘束を解除しなければなりません。

※身体拘束ゼロへの手引き（2001年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作成推進会議」作成）参照

《介護報酬 身体拘束廃止未実施減算》

下記①～④の措置を講じていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算となります。

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

※減算すべき事由が判明した場合は、速やかに市健康福祉局高齢施設課あて連絡してください。

1-3 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算 及び介護職員等ベースアップ等支援加算について（1）

各項目の詳細については、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（介護保険最新情報 Vol.1133）及び届出様式（別紙様式2「はじめに」）を御確認ください。

【横浜市ホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/3kasan/shogu/keikakur5.html>

1 令和3年度介護報酬改定による主な制度変更点

（1）処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。

- ・職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行うこと。【通知改正】
 - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - 職員のキャリアアップに資する取組
 - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - 生産性の向上につながる取組
 - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
- ・職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。

【告示改正】

1 - 3 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算 及び介護職員等ベースアップ等支援加算について（2）

（2）介護職員等特定処遇改善加算の見直し

介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色のない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活動しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】

- ・平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、
- ・「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。

（3）介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)の廃止

介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

1 - 3 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算 及び介護職員等ベースアップ等支援加算について (3)

2 令和4年度介護報酬改定による介護職員等ベースアップ等支援加算の創設

令和4年2月から9月までの介護職員処遇改善支援補助金による賃上げ効果を継続する観点から、令和4年10月以降について、処遇改善加算及び特定加算に加え、ベースアップ等加算が創設されました。

基本給等の引上げによる賃金改善を一定求めつつ、介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用が認められています。

(1) 介護職員等ベースアップ等支援加算の対象及び算定要件

- ・対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める。
- ・算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。
 - 処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

1 - 3 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算 及び介護職員等ベースアップ等支援加算について（4）

3 本市における届出手続

国による制度見直しを踏まえ、横浜市としても介護保険事業者の負担軽減及び事務処理の迅速化を図るため、令和2年度から届出方法について次のとおり変更しました。

（1）加算届出方法を原則として電子申請に移行（インターネット上に受付窓口を開設）

国による加算届出共通様式（エクセルデータ）の導入を踏まえ、令和2年度から原則として加算取得時及び変更時の届出方法を電子申請に移行しました。

また、令和4年4月より「横浜市電子申請・届出システム（新）」を利用した届出方法に移行していますのでご注意ください。

【横浜市電子申請・届出システム（新）】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>

（2）届出方法の簡素化・提出書類の削減

国方針を踏まえ、加算届出時提出書類について、令和元年度以前から次のとおり見直しました。

- ① 計画書の内容を証明する資料（就業規則等）は原則として添付不要（※国方針と同じ）
- ② 【加算取得時】「加算届出書」「体制等状況一覧表」「チェック表及び誓約書」は提出不要（原則として「別紙様式2」のみを提出）

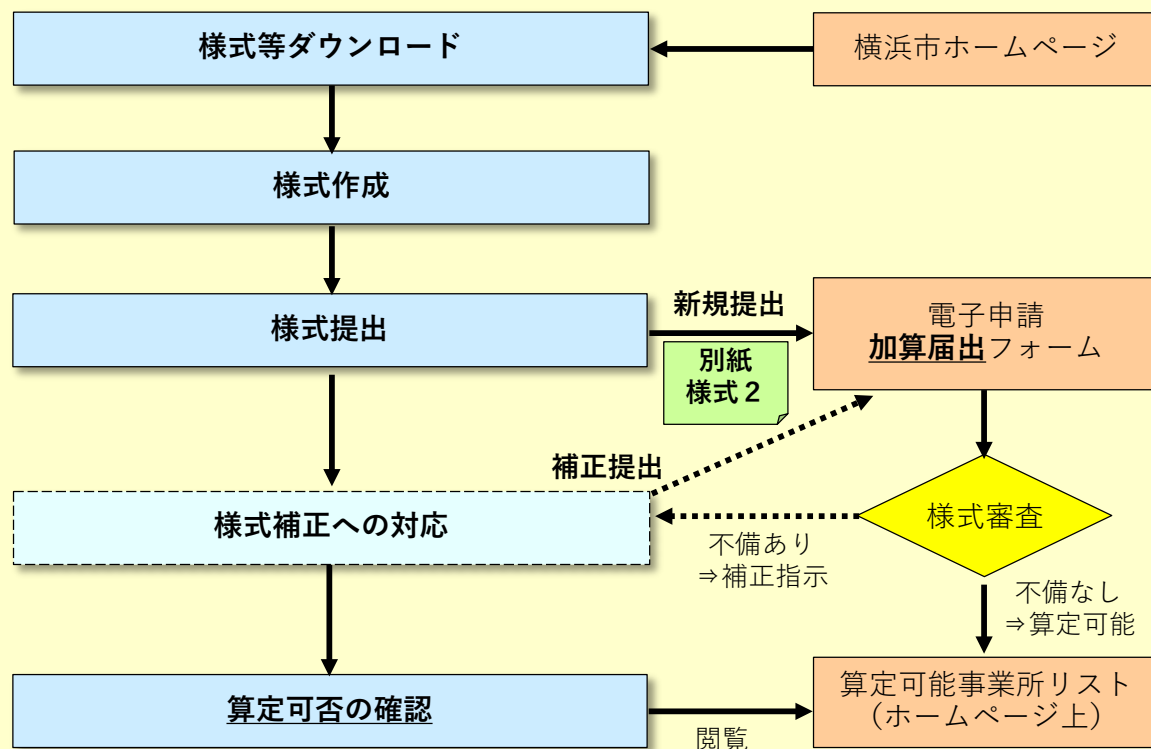
1-3 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算 及び介護職員等ベースアップ等支援加算について (5)

(3) 様式作成に係る問合せ受付の一元化

令和2年度から国作成の新様式を使用しているため、当該様式の作成に関する質問（考え方・記載方法等）については横浜市単独で回答できず、一括して国への照会等を行う必要があります。

よって、これらの質問については、すべて「横浜市電子申請・届出システム」の専用窓口（問合せフォーム）で受け付けます。電話・FAX・メール等による質問への対応はいたしませんので、御了承ください。

<届出の流れ>



※実線部分は必ず行うべき手続、破線部分は必要に応じて行う手続を意味します。
※本手順書では、電子申請による提出方法を解説しています。例外的に郵送・持参により提出する場合は、事前に本市の施設所管課にお問い合わせください。

1 - 4 入退所について（1）

－ 指導事例 －

- ・ 入所判定において順位を調整した理由が記載されていなかった。
- ・ 入退所検討委員会について、要綱で定めた構成員が参加していなかった。

《入退所指針について》

入退所については、「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」等に基づき適切に実施してください。入所判定は公平性・透明性が強く要求されます。入所判定の結果については、対外的に説明できるようにしておかなければならないことに留意してください。

< 参考 > 「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/shisetsu/shisetu-annai/tokuyoumoushikomi.html>

《留意点》

- 入所判定において順位を調整した場合は、順位登載名簿の備考欄等に必ず理由を記載するようにしてください。（「今は入所を希望していない」「既に他の特養に入所決定」「適切なサービス提供が困難であると判断（入所不可）」など）
- 順位登載名簿については、議事録と一緒に保管するようにしてください。
順位登載名簿は、入所申込者全員分の名簿が必要です。（入退所判定委員会で、全員分の順位を決定しているため）
順位登載名簿については、入所申込受付センターから送付されたデータ全てではなく、順位、点数、個人が特定できる情報のみでも構いません。
- 平成27年4月以降に要介護3以上で入所された方が、認定更新後に要介護1・要介護2の判定を受けた場合は、「特例入所要件」のいずれかに該当するかの確認をし、入所継続の可否について、入退所判定委員会にて判定し議事録に記載してください。
- 入退所判定委員会については、最低でも毎月1回開催する必要があります。
- 正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできません。サービスの提供を拒否することのできる正当な理由とは、以下の2つに限られています。
 - ・ 入院治療の必要がある場合
 - ・ その他入所者に対し自ら適切なサービスの提供をすることが困難な場合

★入所決定事務に関して、待機者名簿の整理にご協力ください。

1 横浜市収入証紙の廃止について

「横浜市収入証紙」の販売は、令和2年（2020年）1月28日をもって終了しました。
つきましては、指定（更新）申請における手数料の取扱いについてのお手続きは、次の通り変更しています。

① 指定（更新）申請のお知らせに納付書を同封して送付します。

② 指定金融機関等にて納付してください。

※横浜市庁舎にある、横浜銀行、郵便局でも納付可能です。

【URL・HP掲載場所】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kaikei/nofu/bank.html>

トップページ>市の情報・計画>財政・会計>会計・出納>市税などの納付>指定金融機関及び収納代理金融機関について

③ 指定金融機関等より発行される領収書の写しを指定（更新）申請書に添付してください。

2 法人役員変更届出の廃止について

介護保険最新情報vol.776にて厚生労働省老健局より介護保険分野の文書にかかる負担軽減に向けた取組への要請がなされました。

また、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」(平成30年厚生労働省令第80号、平成30年10月1日施行)にて事業者が指定申請にあたり提出する文書のうち、「役員の氏名、生年月日及び住所」等を不要とするよう省令改正が行われたことを踏まえ、申請者側及び行政側双方の負担軽減のため、法人役員の変更による届出を不要とすることになりました。(適用年月日：令和2年7月1日変更分から)

なお、この変更を踏まえ本市ホームページに掲載している「介護老人福祉施設 変更許可・変更届等一覧表」を修正しましたので、届出される場合は以下のURLの一覧表をご確認のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

【URL・HP掲載場所】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/2henko/14.html>

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>事業者指定・委託等の手続き>居宅・施設サービス関連>2 変更・廃止・休止・再開届>指定介護老人福祉施設【変更】

3 横浜市への申請・届出書類に係る押印廃止について (令和3年3月以降)

「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」の交付等について (介護保険最新情報vol.900) を受けて、本市としての申請書等への押印・署名の見直しを行った結果、令和3年3月以降、**高齢施設課へご提出いただく申請・届出書類への押印 (法人代表者印等) が不要**となりました。

【主な申請・届出】

- ・事業所の新規指定申請
- ・事業所の指定更新申請
- ・加算・変更・廃止・休止届

※その他の書類についても同様に押印は不要とします。

※ただし、請求書等の支出に関わるものについては引続き押印をお願いいたします。

押印・署名を廃止した申請書などへの記入は「記名のみ」となります。

記名とは、印刷やゴム印・スタンプによるもののほか、自筆も含みます。

申請書などの様式に「印」の記載がある場合でも、押印は不要です。

ただし、法人等内部での文書管理については適切にご対応ください。申請・届出等は、押印の有無に関わらず、法人等として提出されたものとみなします。

4 メールアドレスの登録について

横浜市より、施設の運営上必要な通知や事務連絡等をメールでお知らせしています。

すでにご登録いただいているメールアドレスを変更される場合は、施設名や連絡先等をご記入いただき、下記あてにEメールで遅滞なくお知らせください。

また、緊急時・災害時などにも情報提供を行っておりますので、一日につき一度以上は受信確認をしていただくよう、お願いします。

【送信先アドレス】

kf-tokuyou@city.yokohama.jp

5 令和3年度・横浜市版「運営の手引き」について

サービスごとの基準や解釈、Q & Aをまとめた冊子「運営の手引き」の令和3年度・横浜市版を横浜市のホームページに掲載しています。

【URL・HP掲載場所】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/5tebiki/tebiki.html>

6 指定申請等にかかる電子申請・届出システムの導入について

横浜市では、事業所の指定申請、指定更新申請、加算届、変更届等の手続きについて、これまで文書により受け付けしていましたが、介護事業所の文書負担軽減のため、今後、文書の標準化・簡素化を図り、国の電子申請・届出システムを活用したウェブ入力・電子申請を導入します。

電子申請・届出システムを使用した手続きの開始時期は、令和5年度中（未定）を予定していますので、詳細は決まり次第、ご連絡いたします。

※電子申請・届出システムを使用した申請・届出には、GビズIDの登録が必要となります。
登録方法等につきましては、開始時期に合わせて周知いたします。

なお、介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化については、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

【厚生労働省URL・HP掲載場所】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

7 介護保険事業者における事故発生時の報告の電子化について（事故報告の電子化）

令和4年12月より事故報告が電子申請・届出システムを活用した申請になりました。詳細は横浜市ホームページをご覧ください。

【横浜市HP】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/unei/jiko.html>

2 これまでの指導監査等における指導事例と解説（健康福祉局監査課）

令和元年度以前は、ラウンドにおいて事故防止対策や個人情報の保護、非常災害対策等について確認を行い、必要に応じて改善に向けた対応や検討を行うようお伝えしていました。

入所者の安全等を確保するため、絶えず、施設内の自己点検を行ってください。

今年度の運営指導では、ラウンドを再開する予定です。所要時間30分程度を目安に、対象範囲を絞って実施します。感染防止対策を徹底し、効率的な実施に努めますので、御協力をお願いいたします。

誤飲その他の事故防止

《指導事例》事故防止のため、漂白剤等は入所者の手の届かない場所に保管するか、保管場所を施錠するなど適切な措置を行うこと。

《確認した事例》

- ・食堂の施錠されていない棚に、漂白剤や排水口クリーナーが収納されていた。
- ・トイレの床に、便器洗浄剤が置かれていた。

《指導事例》事故防止のため、医薬品は鍵付きロッカー等、施錠できる場所に保管すること。

《確認した事例》

- ・サービスステーションや健康管理室内で、医薬品を施錠機能がない棚に保管しており、誰でも取り出せる状態だった。
- ・複数の利用者の内服薬をセットしたケース入りカートを食堂へ搬入した後、職員がその場を離れていた。

《指導事例》事故防止のため、包丁・ハサミを入所者の手の届かない場所に保管するか、保管場所を施錠するなど適切な措置を行うこと。

《確認した事例》

- ・施錠されていない引き出しに、包丁が収納されていた。
- ・ユニット内のカウンターにキッチン鋏が置かれたまま、職員がその場を離れていた。

感染等事故防止

《指導事例》汚物処理室は入所者が立ち入ることができないよう、施錠するなど適切な措置を行うこと。

《確認した事例》

- ・職員が不在の場合も、施錠していなかった。

《解説》

ヒアリングで「出入りの都度の開錠・施錠に時間と手数を要したため、徐々に施錠しなくなってしまった。」と施設担当者から説明がありました。

入所者が誤って汚物や感染性廃棄物に触れることがないように、適切な措置をお願いします。

《その他の助言事項》

- ・入浴時のヘアブラシ・髭剃り等を共用する場合は、入所者1人の1回の使用ごとに消毒を行うこと。
- ・入所者用のリネンやタオルは、清潔を保持できる場所や方法で保管すること。
- ・汚物処理室内での汚物と清潔物の接触防止を図ること。

転落事故防止

《指導事例》窓にストッパー等を設置するなど適切な措置を行うこと。

《確認した事例》

- ・3階の廊下の窓にストッパーや転落防止柵など事故防止のための措置がとられておらず、窓が全開できる状態であった。

《指導事例》入所者の個人情報の保護、プライバシーに配慮すること。

《確認した事例》

- ・浴室の脱衣室に、留意点として入所者の既往症に関する情報が掲示されていた。
- ・トイレに利用者の排泄に関する記録が掲示されていた。
- ・注意喚起のため、共用スペースに徘徊症状のある入所者の写真と氏名が掲示されていた。
- ・周囲に職員がいない状況で、共用スペースに置かれたパソコン画面に、入居者の介護記録が表示されたままになっていた。
- ・浴室の脱衣所が狭いため、外来者も通る脱衣所前の廊下で着脱介助を行っていた。

《その他の助言事項》

入所者のプライバシーに配慮するために、見守りの必要性和方法を十分に検討し、必要に応じて入所者や家族へ事前に説明し、同意を得るようにしてください。

《確認した事例》

- ・見守りを要する入居者の居室のドアに、常時ゴミ箱をかませて少し開けていた。
- ・浴室の脱衣所の扉にガラス窓がついており、廊下から脱衣所の中を確認できるようになっていた。

災害用備蓄

《助言事例》施設の災害用備蓄（食糧、飲料水）について、横浜市福祉避難所応急備蓄物資の食糧・飲料水とは分けて管理・保管することが望ましい。

《確認した事例》

- ・施設の災害用備蓄と横浜市福祉避難所応急備蓄が区別なく倉庫に積まれており、職員が誤って福祉避難所応急備蓄を使用してしまった。

《その他の助言事項》

- ・夜間など職員が少ない時間帯に災害が発生した場合でも滞りなく対応できるよう、災害用備蓄（食糧、飲料水）の保管場所を職員一人一人が把握していることが望ましいです。

その他の対策

- ・職員一人一人が避難経路を把握しているか。
(避難経路となっている扉の開錠方法を知っているか、避難訓練で実際に避難経路の確認を行っているか等)
- ・カーテンに防災性能を有する表示があるか。
- ・防火戸や消火栓の前に、作動障害を起こすような物が置かれていないか。
- ・廊下、階段、避難口に避難の支障になる物が置かれていないか。
- ・地震の揺れに対する備えとして、棚やテレビに転倒防止策等がなされているか。
- ・災害発災時間帯に関わらず、災害用備蓄（食糧、飲料水）の運搬・提供が可能か。

非常災害対策については、本資料13～15ページにも記載しています。

また、業務継続計画（非常災害対策発生時）についても本資料16～17ページに記載していますので、あわせてご確認ください。

《助言事例》職員通用口について、防犯上の観点から扉の施錠等による安全確保策を講じることが望ましい。

《確認した事例》

- ・職員通用口が日中は無施錠で、人目に触れず出入りができる状況だった。
- ・洗濯室の奥にある出入口について、職員や契約業者が出入りしやすいよう、洗濯室に職員が不在の場合でも施錠していなかった。

《解説》

平成28年に障害者支援施設において多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことを受け、社会福祉施設等における入所者等の安全の確保に努めるよう、厚生労働省から通知が発出されています。

地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るため、通知に示された点検項目を参照の上、防犯に係る安全確保に努めていただくようお願いいたします。

【関係通知】

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について（平成28年7月26日）

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（平成28年9月15日）

（通知の全文は次のホームページをご参照ください）

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=100070030> （独立行政法人 福祉医療機構）

《指導事例》

- ・看護職員が機能訓練指導員を兼務している場合は、それぞれの業務ごとの勤務時間を明確にすること。
- ・介護老人福祉施設の職員が通所介護事業所の職員を兼務している場合は、介護老人福祉施設の職員としての勤務時間を明確にすること。

《確認した事例》

- ・看護職員が機能訓練指導員の業務を行っている勤務時間が決まっておらず、本人に任せられていた。
- ・特養職員としての勤務時間に併設デイの業務の従事時間を含めて、常勤換算を計算していた。

《解説》

条例及び解釈通知には、入所者に対して適切な処遇を提供するため、職員の勤務の体制を定め、記録するよう定められています。

月ごとに勤務表を作成するほか、職員の日々の勤務時間、兼務関係等を記録してください。

【関係規定】

[特養] 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 第25条
横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例について 第4-12

[養護] 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 第24条
横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例について 第4-9

[軽費] 横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 第25条（経過的経費は第30条）
横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例について 第5-10

[短期] 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例
第157条（従来型）、第168条（ユニット型短期）

《指導事例》ユニットの職員配置については、いわゆる「馴染みの関係」に配慮した固定的な配置とすること。

昼間（おおむね朝食から夕食までの間）については、その趣旨に基づき、各ユニットの職員を配置するよう改善を図ること。

《確認した事例》

- ・昼間の時間帯に、2つのユニットを一つの単位として、職員の固定配置が行われていた。
- ・他ユニットからの応援配置が約5割になっているユニットがある。

《解説》

従業者の勤務の体制を定めるにあたっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点で職員を配置します。

従業者が、一人一人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」を構築することが求められます。「馴染みの関係」を構築するためにはユニットごとに固定した職員配置が必要と考えられます。

【関係規定】

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 第52条第2項

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 について 第5-10

《指導事例》介護職員について、介護業務に従事する時間と宿直業務に従事する時間を明確にすること。**《確認した事例》**

常勤の介護職員が宿直業務に週1回従事しており、宿直明けに退勤（帰宅）していた。
それにより、当該職員は常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していない状況が続いていた。

《解説》

各規定では、夜間・深夜の勤務（夜勤者）は宿直者を兼ねることができないと定めています（特養は例外規定あり）。

また、常勤とは、施設の就業規則等で定められている「常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする)」に達している必要があります。宿直明けに退勤している場合は、その職員の勤務時間の合計が「常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達しているかを確認してください。常勤の従業者が勤務すべき時間数を下回っている場合は、人員配置基準の算定にあたっては非常勤として扱うこととなります。

(就業規則で定めた休日、例えば週2日の休日や有給休暇などは勤務した時間に含まれます。)

【関係規定】

[特養] 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 第25条

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例について 第4-12

[養護] 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 第13条

[軽費] 横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

第12条（軽費老人ホームA型は附則第22条）

[短期] 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)

第3の八の(20)ハ

《指導事例》入所者ごとに褥瘡の発生のリスクを把握し、ハイリスク者に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をすること。

《確認した事例》

- ・褥瘡が発生した入所者に対する対応計画は作成していたが、ハイリスク者に対する褥瘡予防計画が作成されていなかった。
- ・褥瘡対策委員会で、褥瘡が発生した入所者の情報のみを共有していた。

《解説》

本市条例には、施設基準として褥瘡の発生予防のための取組を行うよう規定されていますので、褥瘡マネジメント加算を算定していない施設でも褥瘡予防のための体制整備と適切な介護の実施が必要です。

褥瘡が発生した入所者の褥瘡のケアだけでなく、褥瘡発症リスクを入所者ごとに評価してハイリスク者を把握し、ハイリスク者に対する予防対策を計画に基づいて行ってください。

【関係規定】

- ・横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 第25条第5項
特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- ・横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例について 第4-4
「褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。」とは、施設において褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定している。

《指導事例》

※経過措置期間（令和6年3月まで）は助言

- ・ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- ・ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成し、必要に応じて定期的に見直すこと。

《確認した事例》

- ・ 以前から歯科医師等の助言を受けながら口腔衛生に取り組んでいたが、取り組みの内容が令和3年度に新たに定められた基準と異なっていた。
- ・ 基本サービスとなったことに気づかず、口腔衛生管理体制加算（R3に廃止）の手順のまま、歯科医師等の技術的指導・助言を受けて計画作成を行っていた。

《解説》

令和3年度の介護報酬改定で、口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させるため、口腔衛生管理体制加算が廃止され、すべての施設が基本サービスとして口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うよう基準が定められました。

新たな口腔衛生管理体制の基準は、廃止された加算の算定要件より一部緩和されているため手順が異なります。下記の関係規定・通知をご確認ください。

【関係規定・通知】

- ・ 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
第21条の3（従来型）、第54条（ユニット型）
- ・ 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例について
第4-18（従来型）、第5-11（ユニット型）
- ・ **リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**(令和3年3月16日、老認発0316第3号・老老発0316第2号) 第7

《解説 (つづき)》

口腔衛生の管理 (R 3.4 ~) (抜粋)	口腔衛生管理体制加算 (R 3 廃止) の算定要件 (要約)
対象施設：全ての施設	対象施設：口腔衛生管理体制加算を算定している施設
<p>(1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。</p> <p>○歯科医師等は、各施設の実情に応じ、概ね6か月ごとに、口腔衛生管理体制計画に係る技術的助言・指導を行う。</p>	<p>(1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている。</p>
<p>(2) (1)の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 助言を行った歯科医師 ロ 歯科医師からの助言の要点 ハ 具体的方策 ニ 当該施設における実施目標 ホ 留意事項・特記事項 <p>○介護職員は、歯科医師等の技術的助言・指導に基づき、口腔衛生管理体制計画を作成し、口腔清掃等を実施する。</p> <p>○介護職員は、口腔清掃等を含めた施設の課題・疑問点を適宜歯科医師等に相談する。</p>	<p>(2) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」が作成されている。「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」に、以下の項目を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題 ロ 当該施設における目標 ハ 具体的方策 ニ 留意事項 ホ 当該施設と歯科医療機関との連携の状況 ヘ 歯科医師からの指示内容の要点 ト その他必要と思われる事項

消防用設備等点検

《指導事例》

- ・消防用設備等について、機器点検を6か月に1回以上実施すること。
- ・消防用設備等点検結果報告書において不良とされた事項について、速やかに対応すること。

《確認した事例》

- ・消防用設備等について、年1回の総合点検しか行っていない。
- ・設備点検で不良と報告された項目が、何年にもわたって修繕されていない。

《解説》

- ・消防用設備等の点検は、年1回の総合点検のほかに、年2回の機器点検が必要です。
- ・設備点検で不良と報告された項目を放置すると、非常時の対応を妨げてしまう可能性もありますので、できるだけ速やかな対応をお願いします。

避難・消火訓練

《指導事例》

- ・避難訓練及び消火訓練をそれぞれ年2回以上実施すること。
- ・夜間又は夜間を想定した避難訓練を定期的実施すること。

《解説》

- ・避難訓練は年2回行っても、消火訓練が1回しか行われていない施設もありました。訓練を行う場合は所管消防署へ事前に通報連絡する必要がありますので、計画的に実施してください。
- ・夜間は日中に比べ限られた職員数での避難が必要になりますので、夜間を想定した訓練も定期的実施してください。特養以外の施設についても、下記通知に準じた対応をお願いします。

[関係通知]

社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日、厚生省通知）

《指導事例》

- ・地震を想定した避難訓練を定期的を実施すること。
- ・夜間を想定した訓練を定期的を実施すること。

《確認した事例》

- ・火災想定での避難訓練は実施していたが、地震を想定した避難訓練を実施していなかった。
- ・夜間を想定した訓練を実施していなかった。

《解説》

各施設に対し、非常災害に対する具体的計画を立てることが条例で定められています。この計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しています。各施設の計画に基づき、定期的な訓練を実施してください。

[関係通知]

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日、厚労省通知）

《指導事例》 ※土砂災害警戒区域、浸水想定区域などの区域内に所在する施設が対象

- ・土砂災害・水害に対する避難確保計画を策定し、区役所へ届け出ること。
- ・土砂災害・水害を想定した避難訓練を定期的を実施すること。

《解説》

対象区域内の施設は、災害発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための計画策定が必要です。

[関係法令]

- ・水防法 第15条の3
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に係る法律 第8条の2
- ・横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例 第219条（第101条準用）

《解説（つづき）》

- 要配慮者利用施設の避難確保計画 作成マニュアル及びひな形（横浜市ホームページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/fusuigai/20180313141643.html>

- 台風などの大雨の際には、「**気象情報(気象庁)**」「**河川情報**」「**避難情報**」に注意し、**「高齢者等避難」が発令されたら速やかに避難を開始してください。**

※施設内で安全が確保できる場合は、避難所等へ避難する必要はありません。

<参考> 避難情報の種類 ※令和3年5月20日に名称が変更になりました。

市（区）から発令される避難情報には、以下の3種類があります。

要援護者施設では、自力避難が困難な方の利用も多く、避難に時間を要することから、**「高齢者等避難」が発令されたら避難を開始してください。**

高齢者等避難
(警戒レベル3)



避難指示
(警戒レベル4)



緊急安全確保
(警戒レベル5)

- 情報の入手方法

- ・ **防災情報**（横浜市ホームページ）

横浜市域の警報・注意報、雨量などの情報を確認することができます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/information.html>

- ・ **横浜市防災情報Eメール**（登録無料）

河川の水位情報や雨量情報等、身近に迫っている緊急情報を、リアルタイムに電子メールでお知らせします。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/e-mail/email.html>

2-5 業務継続計画(1)【非常災害発生時・感染症発生時 共通】

《指導事例》 ※経過措置期間（令和6年3月まで）は助言

- ・非常災害・感染症発生時における業務継続計画を策定すること。
- ・非常災害・感染症に係る業務継続計画に必要事項を記載すること。

《確認した事例》

- ・業務継続計画が策定されていない又は策定中であった。
- ・業務継続計画は策定されていたが、必要事項の一部が記載されていなかった。

《解説》【共通】

(1) 業務継続計画（BCP）の策定（令和6年3月31日まで）

令和3年度介護報酬改定で、非常災害・感染症発生時における業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられました。非常災害（地震・水害等）や感染症が発生すると、通常通りに業務を行うことが困難になります。

このような状況下でも業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先される業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を計画書としてまとめておくことが重要です。

	非常災害発生時の業務継続計画	感染症発生時の業務継続計画
目的	・施設サービス提供の継続的实施 ・非常時の体制における早期の業務再開	
記載が必要な事項	①平常時の対応（建物・設備、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ②緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ③他施設及び地域との連携	①平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ②初動対応 ③感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

2-5 業務継続計画(2)【非常災害発生時・感染症発生時 共通】

《指導事例》 ※経過措置期間（令和6年3月まで）は助言

- ・非常災害・感染症発生時における業務継続計画に関する研修を年2回以上実施すること。
また、これとは別に新規採用時の研修を実施すること。
- ・非常災害・感染症発生時における業務継続計画に係る訓練（シミュレーション）を年2回以上実施すること。

《確認した事例》

- ・定期的な研修（年2回）は実施していたが、新規採用時の研修を実施していなかった。
- ・定期的な研修や訓練（シミュレーション）を年1回しか行っていなかった。

《解説》【共通】

(2) 研修の実施

(目的) 業務継続計画の具体的内容を職員間で共有し、理解を深める

(頻度) ①全職員を対象とした定期的な研修（**年2回以上**）

②新規採用職員を対象とした研修（新規採用時）・・・①の研修とは別に実施

(内容) 業務継続計画の周知、平常時・緊急時の対応の必要性

(3) 訓練（シミュレーション）の実施

(目的) 計画に対する習熟度を高め、非常災害・感染症発生時の迅速な対応を可能とする
計画の内容や実効性を検証し、必要に応じて適宜見直しを行う

(頻度) **年2回以上**

(内容) 業務継続計画に基づいた役割分担の確認、感染症や非常災害発生時に行うケアの実践演習等
机上での実施及び実地での実施を適切に組み合わせて実施

(4) 定期的な計画の見直し

訓練（シミュレーション）の実施により洗い出された計画の課題点を検証し、改善するなどして定期的に計画の見直しを行ってください。

2-6 各施設で実施が必要な研修・訓練

(△は令和6年3月31日まで経過措置期間)

テーマ	研修	訓練
身体的拘束等の適正化【特養】【養護】【軽費】	年2回以上、新規採用時	—
褥瘡予防【特養】【養護】【軽費】	定期的	—
非常災害対策【特養】【養護】【軽費】	—	年2回以上 消火訓練、避難訓練 定期的 通報訓練 夜間想定 of 避難訓練 地震・水害・土砂災害想定 of 避難訓練
業務継続計画 (感染症発生時)(非常災害発生時) 【特養】【養護】【軽費】【短期】	△年2回以上(短期は年1回以上) △新規採用時	△年2回以上
感染症予防・まん延防止【特養】【養護】 【軽費】【短期】	年2回以上(短期は年1回以上) 新規採用時(短期は努力目標)	△年2回以上
事故発生防止【特養】【養護】【軽費】【短期】	年2回以上(短期は定期的) 新規採用時	—
虐待の発生・再発防止【特養】【養護】【軽費】 【短期】	△年2回以上(短期は年1回以上) △新規採用時	—

研修の記録も忘れずに保存してください：日時、受講者、テーマ、当日資料（実施した内容がわかるもの）
訓練の記録も、同様に保存することが望ましいです。

2-7 利用者からの預り金

《指導事例》利用者預り金について、利用者預り金取扱規程に則った管理をすること。

《解説》

利用者からの預り金の管理について、横浜市では平成29年度に通知を発出し、適切な管理をお願いしています。

<ポイント>

- (1) 預り金取扱規程に則った管理がされているか。
- (2) 施設長は、定期的に預金・現金残高の状況について確認しているか。
- (3) 収支の状況を定期的に入所者（家族）に知らせているか。
- (4) 入所者等との保管依頼書(契約書)・個人別出納帳等必要な書類を備えているか。
- (5) 責任者及び補助者が選定され、通帳と印鑑が別々に保管されているか。
- (6) 通帳、印鑑、現金は安全な方法で保管されているか。
- (7) 通帳等と預り金台帳の金額が一致するか。また、その金額を証明する証憑類が保管されているか。
- (8) 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われているか。

[関係通知]

社会福祉施設等における利用者からの預り金について（平成29年7月18日、健監第202号）

日常行っている運用が各施設で定めた利用者預り金取扱い規程に沿っているか、定期的に確認し、適切な管理を行うようお願いします。

2-8 横浜市基準条例の独自項目

《指導事例（例）》

感染対策委員会について、概ね3か月に1回以上開催すること。[短期]

《解説》

短期の場合、本市の基準条例（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例）は基本的に国の基準省令（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）に準じていますが、一部、独自の項目が設けられています。

例えば、基準省令で感染対策委員会は概ね6か月に1回以上開催することが規定されていますが、本市基準条例では、概ね3か月に1回以上開催することと規定されています。

他の独自項目（一部）

- ・ サービス提供開始時の文書による同意
- ・ 介護報酬以外の利用料徴収に関する文書による同意
- ・ 利用者又は家族に対する身体的拘束の態様等についての事前説明
- ・ 事故発生防止のための指針の整備、委員会の開催、従業者に対する研修の実施
- ・ 一部の記録（従業者の勤務体制に関する記録、介護報酬を請求するために国民健康保険団体連合会に提出したものの写し、提供した具体的なサービス内容の記録）の保存年限の変更

短期以外の施設においても、基準条例に独自に設けられた項目がありますので、必ず条例の規定をご確認ください。

[資料] 施設の運営基準等に関する条例制定に際し、本市独自に設けた基準

掲載ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/jorei-kisoku.html>

（条例の最近改正を反映していない部分もありますので、確認される場合は同じホームページに掲載された最新の条例を参照してください。）

《指導事例》

- ・入所の際に、看取りに関する指針の内容を説明し、同意を得ること。

《確認した事例》

- ・看取りを開始するタイミングで指針を説明していた。

《解説》

- ・特養において看取り介護加算(Ⅰ)を算定する際には、次の施設基準を満たす必要があります。
 - (1) 常勤看護師を1名以上配置すること。
施設の看護職員または病院等の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保すること。
 - (2) 看取りに関する指針を定めること。
入所の際に、入所者又はその家族等に対して指針の内容を説明し、同意を得ていること。
 - (3) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員等が協議して、適宜指針の見直しを行うこと。
 - (4) 看取りに関する職員研修を行っていること。
 - (5) 看取りを行う際、個室または静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。
- ・上記の施設基準以外にも、関係基準・通知等により対象となる入所者の要件や具体的な運用が示されています。看取り介護の実施にあたっては、算定要件が欠けることのないよう関係基準・通知等の確認をお願いします。

[関係基準・通知等]

- ・指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12月2月10日厚生省告示第21号) 別表1-7
- ・厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年03月23日厚生労働省告示第96号) 54号(45号準用)
- ・厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号) 61号(48号準用)
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知) 第2-5(30)

《指導事例》

・看護体制加算(Ⅱ)について、要件を満たさない月に算定していたものが見受けられたので、前回実地指導時確認分以降の既請求分を再度点検すること。

《確認した事例》

・併設短期をもつ特養において、算定に必要な看護職員の配置数を誤って計算していたため、結果として配置数が不足してしまった。

《解説》

・看護体制加算(Ⅱ)の算定にあたっては、特養本体だけでなく、短期入所が併設型か空床利用型かによって必要な看護職員配置数の計算方法が異なります。

算定する施設	特養	短期
看護職員配置数の求め方	次の①または②のうち、大きい方の数 ① 常勤換算方法(※1)で、入所者数(※2)が2.5又はその端数を増すごとに1以上 ② 常勤換算方法(※1)で、看護職員配置基準数に1を加えた数以上	常勤換算方法(※1)で、入所者数(※2)が2.5又はその端数を増すごとに1以上
短期入所が併設型の場合	※1 常勤換算：特養・短期それぞれに勤務した看護職員の勤務時間で計算します(兼務のある看護職員は注意してください。)。 ※2 入所者数：特養・短期それぞれの入所者数のみで計算します	
短期入所が空床利用型の場合	※1 常勤換算：特養の看護職員と短期の看護職員の勤務時間を合算して計算します ※2 入所者数：特養と短期入所の入所者数を合算して計算します	

2- 10 令和6年3月までの経過措置

令和3年度介護報酬改定において新たに定められた基準のうち、経過措置が令和6年3月31日までとされているものは次のとおりです。

まだ取り組みを進められていない場合は、今年度中に取り組みを開始するようにしてください。

○虐待防止に係る措置

委員会の設置・定期開催と職員への周知、指針の整備、年2回以上の研修の実施、担当者の設置

[特養] [養護] [軽費] [短期]

○運営規程

虐待防止の措置に関する事項の追加

[特養] [養護] [軽費] [短期]

○栄養管理

入所時の栄養状態の把握、栄養ケア計画の作成・評価・見直し、管理栄養士による栄養管理と記録

[特養]

○口腔衛生の管理

歯科医師等による年2回以上の技術的助言・指導、技術的助言・指導に基づく計画の作成

[特養]

○勤務体制の確保等

認知症介護基礎研修の受講させるために必要な措置

[特養] [養護] [軽費] [短期]

○業務継続計画の策定等（非常災害・感染症）

非常災害・感染症発生時の計画の策定、研修・訓練の実施、定期的な計画の見直し

[特養] [養護] [軽費] [短期]

○衛生管理等

感染症予防・まん延防止対策の訓練（シミュレーション）の年2回以上の実施

[特養] [養護] [軽費] [短期]

3 その他のお知らせ

令和5年度指導監査の関係資料

指導監査に関する資料を横浜市ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

- ・ 令和5年度横浜市健康福祉局所管社会福祉法人等指導監査等実施方針
- ・ 令和5年度年間指導監査等実施計画
- ・ 高齢者福祉施設等指導監査基準

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/shakaifukushi/shidoukansa.html>

4 受講報告の手続き

今回の集団指導講習会についての受講報告を、電子申請システムで受け付けております。手続き画面にはパソコン、スマートフォンからアクセスすることができますので、必ずお手続きをお願いします。

また、今後の業務改善のため、アンケートにご協力をお願いします。

<パソコンから>

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/13d7a978-5c7d-411f-a471-cd12f51287cf/start>

(集団指導講習会のホームページからも、手続き画面に進むことができます)

<スマートフォンから>

右の二次元コードを読み込んで、手続き画面に進んでください

